令和８年第３回由利本荘市議会定例会（９月）会議録

令和８年９月２日（水曜日）

議　事　日　程　第　１　号

令和８年９月２日（水曜日）午前１０時開会

第　１．会期決定
第　２．提出議案の説明
　　認定第１号から認定第１５号まで　　１５件
　　議案第１４８号から議案第１６４号まで　　１７件
第　３．議案第１４８号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　４．議案第１４９号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　５．議案第１５０号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　６．議案第１５１号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　７．先決を要する提出議案に対する質疑
第　８．先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
第　９．委員長審査報告
第１０．議案第１５２号　由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
第１１．議案第１５９号　令和８年度由利本荘市一般会計補正予算（第７号）

本日の会議に付した事件
　議事日程第１号のとおり

出席議員（２１人）

１番　橋　島　達　也	２番　小　川　光　弘	３番　佐　藤　正　人
４番　佐々木　　司	５番　大　友　孝　徳	６番　松　本　　学
７番　泉　谷　赳　馬	８番　新　宅　　慈	１０番　大　友　ます子
１１番　堀　井　新太郎	１２番　甫　仮　貴　子	１３番　岡　見　善　人
１４番　粟　野　希　穂	１５番　小　松　浩　一	１６番　正　木　修　一
１７番　渡　部　聖　一	１８番　佐　藤　義　之	１９番　高　橋　信　雄
２０番　伊　藤　順　男	２１番　長　沼　久　利	２２番　佐　藤　健　司

欠席議員（１人）
　９番　小　田　　彩

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

市長	湊　貴信	副市長	佐々木　司
副市長	髙橋重保	監査委員	佐藤光昭
教育長	土倉新也	企業管理者	三浦　守

総務部長	遠藤裕文	企画振興部長	松坂　真
市民生活部長	加賀谷幸子	健康福祉部長	遠藤千代子
産業振興部長	原　敬浩	観光文化スポーツ部長	小番正明
建設部長	東海林健悟	教育次長	伊藤　望
消防長	佐藤勝則		

議会事務局職員出席者

局長	今野正浩	次長	齋藤　剛
書記	小松和美	書記	齋藤身子
書記	髙野周平		

午前１０時００分　開　　会

○議長（佐藤健司）　おはようございます。

ただいまより、令和８年８月24日告示招集されました令和８年第３回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

９番小田彩さんより欠席の届出があります。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長並びに監査委員の出席を求めております。また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告につきましては、配付のとおりでありますので、御参照願います。

ここで、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に14番栗野希穂さん、16番正木修一さんを指名いたします。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、認定第１号から認定第15号までの15件及び議案第148号から議案第164号までの17件並びに請願第４号及び陳情第６号の２件の計34件であります。

なお、会期中、追加議案の提出が予定されております。

○議長（佐藤健司）　これより本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第１号をもって進めます。

○議長（佐藤健司）　日程第１、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から９月24日までの23日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって会期は、本日から24日までの23日間と決定いたしました。

○議長（佐藤健司）　日程第２、提出議案の説明を行います。

認定第１号から認定第15号までの15件及び議案第148号から議案第164号までの17件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長　登壇】

○市長（湊貴信）　おはようございます。

今定例会におきましては、令和７年度の各会計決算の認定を中心に、議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、職員の不祥事についてであります。

８月10日の全員協議会で御報告させていただいたところでありますが、子育て支援施設において、職員によるパワーハラスメント事案が発生したことにつきましては、誠に遺憾であり、改めて陳謝申し上げる次第であります。

ハラスメントは、個人の尊厳を冒涜し、人権を侵害する決して許されない行為であり、早急に防止策を見直していく必要があると考えております。

今後のハラスメントの防止対策の強化に向けては、現在、全職員を対象とした意識調査を行っているところであり、職員のハラスメントに対する意識のほか、現にハラスメントを受けていないか、またハラスメントについて相談しやすい環境にあるかなどについて、職員一人一人の意見を聞き取るとともに、今後、その結果なども踏まえながらハラスメントの防止等に関する要綱等を改正し、ハラスメントの根絶に向けて対策の充実・強化を図ってまいります。

なお、本事案につきましては、市政に対する信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、私及び副市長の給料月額について、期間を定めて減額するため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を今定例会に提案させていただいたところであります。

一方、４月以降、相次いだ不祥事を踏まえ、全庁を挙げ、不祥事の撲滅に向けて取り組んでいるさなか、去る８月22日に、企業局職員が酒気帯び運転で検挙される事案が発生いたしました。

この事案は、運転前に自身のアルコールチェッカーで検査し、血中アルコール濃度がゼロであることを確認の上、運転に至ったものでありますが、結果的に警察による呼気アルコール検査の結果、呼気１リットル中0.26ミリグラムの血中アルコール濃度が検出され、検挙されたものであります。

アルコールチェッカーが問題なく作動しているか否かを十分確認しないまま、表示された数値を正しいと誤認し、運転したことは、慎重さに欠ける極めて軽率な行為と言わざるを得ず、大変遺憾なことであり、市民の皆様に多大なる御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを心から深くおわび申し上げます。

当該職員については、８月26日付で停職６か月の懲戒処分としたところでありますが、同日、緊急の部局長会議を開催し、飲酒運転の撲滅を含むコンプライアンスの徹底について、職員一人一人に対し、所属長から伝達させたところであります。

法令等に基づき、職務を遂行することが求められている職員が法令に抵触する行為を行うことは、市政に対する信頼を著しく損ねるものであり、今後、信頼回復に向け職員

一同、いま一度気を引き締め、高い緊張感を持って職務に当たってまいります。

次に、新山小学校についてであります。

令和３年度から進めてまいりました新山小学校改築工事につきましては、倉庫棟建築及び駐車場整備工事が８月末に完成し、全ての工事が完了したことから、９月29日に竣工式を予定しているところであります。

本年、創立60周年という節目の年を迎える新山小学校が良好な教育環境の下、円滑に学校運営が進められていくことはもとより、地域や保護者の皆様に支えられながら、さらなる発展を遂げていくことを期待したいと考えております。

次に、第３弾キャッシュレス決済ポイント還元事業についてであります。

物価高騰対策として実施しておりました生活応援券事業は、８月31日をもって終了いたしましたが、引き続き、切れ目なく、市民生活と地域経済の下支えを図るため、９月１日より第３弾キャッシュレス決済ポイント還元事業をスタートさせたところであります。

ポイント還元率は、第１弾、第２弾と同様に、最大20％でありますが、今回は、利用可能な決済サービスをこれまでの３社から５社へと拡大したほか、実施期間を12月末までの４か月間とするなど、市民の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めたところであります。

予算の上限に達した時点で終了となりますが、より多くの皆様に御利用いただけるよう、今後とも事業の周知に努め、家計負担の軽減を図りながら消費喚起を促し、地域経済の循環を通して市内事業者を支援してまいります。

次に、令和６年７月豪雨による災害の復旧状況についてであります。

初めに、被災の状況についてでありますが、公共土木施設では、河川が61か所、道路が156か所、合わせて217か所の被害となったほか、農地・農業用施設では82か所、林道施設では12か所となっており、全体で311か所の被災箇所に上っており、本市において、これまで経験したことのない甚大な被害が発生したところであります。

これらの被災箇所の復旧に向け、災害復旧制度の基本原則を踏まえ、令和６年度から令和８年度までの３か年で完了させる計画として進めてきたところではありますが、本年８月末時点における契約件数ベースでの進捗率については、公共土木施設で67％、農地・農業用施設で82％、林道施設で75％となっており、必ずしも復旧が計画どおり順調に推移しているとは言えない状況にあります。

復旧が進んでいない要因といたしましては、箇所数が多く、また広範囲に及ぶ被災であったことなど、膨大な事業量となったことに加え、山間部など、現場の条件が厳しい箇所などが多いことを背景として、入札不調が相次いで生じたことなどがあると考えております。

市では、これまで入札不調を解消するための対策として、複数箇所をまとめることにより発注件数を減らす箇所集約や、地方自治法施行令に基づき、速やかに随意契約へ移行できる特例措置を講じるなど、可能な限りの対応を行ってきたところでありますが、今なお計画どおりの進捗には至っていない状況となっております。

こうした状況を踏まえますと、現時点では、当初予定していた３か年での復旧完了は難しいと判断せざるを得ず、今後は、事業期間の見直しなどについて国や県との協議を

進めていく必要があると考えております。

地域の皆様には、長期間にわたり御負担をおかけいたしますが、市といたしましては、災害復旧を最優先課題に位置づけ、事業を進めていくこととしておりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

諸般の報告は、以上であります。

それでは、提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

このたびの第３回市議会定例会に提出いたします案件は、決算認定15件、人事案件４件、条例関係５件、その他の案件２件に加え、予算関係６件の計32件であります。

初めに、決算認定についてであります。

認定第１号から第15号までの令和７年度各会計の決算認定でありますが、これらは地方自治法や地方公営企業法の規定により、各会計の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を得ようとするものであります。

なお、詳細につきましては、決算の概要及び決算書を御覧くださいますようお願いいたします。

次に、人事案件についてであります。

議案第148号から議案第151号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての４件でありますが、これは法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、早川あけみ氏、櫻井茂和氏の２名を再任候補者として、また、小松良弥氏、真坂ひとみ氏の２名を新任候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、条例関係であります。

議案第152号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、子育て支援施設において職員によるパワーハラスメント事案が発生し、市政に対する信頼を著しく損ねたことを重く受け止め、市長及び両副市長の給料月額について期間を定めて減額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、本議案につきましては、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第153号小友財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に鑑み、財産区が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第154号印鑑条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を用いて多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第155号選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に鑑み、選挙管理委員会が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第156号火災予防条例の一部を改正する条例案でありますが、これは焼肉店などで使用される排気ダクト内での火災の発生状況等を鑑み、とりわけ、火気器具上方に設置される排気ダクトに油脂等が付着しないよう、適切に管理する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第157号本荘由利広域市町村圏組合の解散について及び議案第158号本荘由利広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についての２件についてでありますが、これは、本荘由利広域市町村圏組合の解散及びそれに伴う財産処分及び事務の承継について、にかほ市と協議するため、地方自治法第290条の規定等に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、予算関係についてであります。

議案第159号令和８年度一般会計補正予算（第７号）につきましては、土木費で道路維持事業費を、災害復旧費で公共土木施設災害復旧費を追加するものでありますが、これらの財源といたしましては、基金繰入金で一般財源を手当し、補正額として1,268万3,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は515億6,398万4,000円となります。

なお、この補正予算につきましては、早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第160号令和８年度一般会計補正予算（第８号）でありますが、主な経費といたしまして、総務費で減債基金費等を、民生費で児童福祉振興事業費等を、農林水産業費で林業事務費等を、商工費で中小企業融資あっせん事業費等を、教育費で学校施設整備事業費等を追加するものであり、これらの財源といたしましては、国・県支出金や市債などのほか、地方交付税、基金繰入金及び繰越金で一般財源を手当し、補正額として５億2,035万4,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は520億8,433万8,000円となります。

なお、繰越明許費につきましては、鶴舞小学校校舎改築事業を設定し、また地方債につきましては、林道災害防止事業を追加するほか、由利高原鉄道運営支援事業などを変更いたします。

次に、議案第161号から議案第164号までの４件につきましては、各特別会計・企業会計の補正予算でありますが、国の制度改正等に係る費用や営業費用の増額などによる補正であります。

これらの補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますよう、お願いいたします。

以上が、第３回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（佐藤健司）　これにて、提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第148号から議案第151号までの４件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第148号から議案第151号までの４件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第148号から議案第151号までの４件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第148号から議案第151号までの４件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

この際、申し上げます。議案等の件名は、必要と認めるときは、朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので御了承願います。

日程第３の議案第148号から日程第６の議案第151号までの４件は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

○議長（佐藤健司）　日程第３、議案第148号を議題といたします。

本案は、早川あけみ氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第148号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（佐藤健司）　日程第４、議案第149号を議題といたします。

本案は、櫻井茂和氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第149号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（佐藤健司）　日程第５、議案第150号を議題といたします。

本案は、小松良弥氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第150号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（佐藤健司）　日程第６、議案第151号を議題といたします。
本案は、真坂ひとみ氏の推薦であります。
本案は、直ちに採決いたします。
本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第151号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（佐藤健司）　日程第７、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。
この際、本日提出されました議案のうち、議案第152号及び議案第159号の２件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。
この際、暫時休憩いたします。
午前１０時２３分　休　　憩
……
午前１０時２３分　再　　開
○議長（佐藤健司）　休憩前に引き続き会議を開きます。
これより、議案第152号及び議案第159号の２件を一括議題とし、質疑を行います。
ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
○議長（佐藤健司）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○議長（佐藤健司）　日程第８、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。
配付しております議案委員会付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。
この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。
午前１０時２４分　休　　憩
……
午前１１時２０分　再　　開
○議長（佐藤健司）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（佐藤健司）　日程第９、これより、議案第152号及び議案第159号の２件を一括議題とし、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。
なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。
最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤義之さん。
【佐藤義之総務常任委員長　登壇】
○総務常任委員長（佐藤義之）　総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。
初めに、議案第152号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例案は、先に発生した職員の不祥事により、市政に対する市民の信頼を失墜させた総括的な管理監督責任者として、市長及び副市長の給料をそれぞれ期間を定めて減額するものであり、原案を可決すべきものと決定しました。

次に、議案第159号一般会計補正予算（第７号）における本委員会審査分では、道路維持事業及び公共土木施設災害復旧費の財源として歳入18款繰入金を追加するものであります。

本補正予算は、早期の事業執行のため、本日の議決を要するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司）　次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番正木修一さん。

【正木修一産業建設常任委員長　登壇】

○産業建設常任委員長（正木修一）　産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算１件であります。

議案第159号一般会計補正予算（第７号）で審査付託になったのは、歳出８款土木費及び11款災害復旧費であり、７月28日からの豪雨により被害が発生した市道二古赤平線の路肩決壊に伴うのり面対策に係る経費のほか、市道及び河川の災害復旧費を追加しようとするものです。

これは、早期執行が必要なことから、本日議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤健司）　以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案についての討論、採決を行います。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（佐藤健司）　日程第10、議案第152号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第152号は、原案のとおり可決

されました。

○議長（佐藤健司）　日程第11、議案第159号一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

総務及び産業建設両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤健司）　御異議なしと認めます。よって議案第159号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤健司）　以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明３日から７日は、議案調査等のため休会、８日午前９時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、８日午後１時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前１１時２７分　散　　会